主 文 原判決を破棄する。

本件を平塚簡易裁判所に差し戻す。

理 由

本件控訴の趣意は、副検事小野田潔作成の控訴趣意書のとおりであるから、これ を引用し、これに対し当裁判所は、次のように判断する。

よつて刑事訴訟法第三百九十七条第三百七十九条により原判決を破棄し、同法第四百条本文に従い本件を原裁判所に差し戻すこととし主文のとおり判決する。

(裁判長判事 大塚今比古 判事 渡辺辰吉 判事 江碕太郎)